

厚生労働大臣が定める揭示事項

■ 腎代替療法診療体制充実加算

当院は、腎代替療法（血液透析等）を安全かつ適切に実施するための体制を整備し、厚生労働省の定める施設基準に適合しています。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医療 DX の推進に関して次の体制を整備しています。

- ① 診療報酬のオンライン請求を行っています。
- ② 健康保険証のオンライン資格確認を行っています。
- ③ マイナ保険証の利用促進に取り組み、取得した診療情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
- ④ マイナポータル等を通じて取得した医療情報等に基づき、健康管理に関する相談に対応できる体制を有しています。
- ⑤ 医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報を十分に取得・活用して診療を行っています。
- ⑥ 個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。
- ⑦ 電子処方箋の発行体制を有しています。

■ 連携強化加算

当院は、かかりつけ医機能を有する診療所に属しており以下のことを行っています。

1. 患者さんが、他の医療機関で処方するお薬をお聞きしています。
2. 必要に応じて専門医師、専門医療機関へご紹介をします。
3. 健康診断結果等の健康管理に係るご相談に応じています。
4. 保健・福祉サービスに係るご相談に応じます。
5. 訪問診療を行っている患者さんに対し、必要に応じ緊急の対応を行います。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、北海道医療機能情報システムにて検索できます。

■ 外来感染対策向上加算

当院は、厚生労働省が定める「外来感染対策向上加算」の届出を行っている医療機関です。受診される皆様の安全のため、以下の対策を行っています。

- 責任者の配置：院長が感染管理者となり、日常の対策を徹底しています。
- 職員の研修：全職員が年2回以上の感染対策研修を受けています。
- 専門機関との連携：地域の基幹病院や医師会と常に連携しています。
- 発熱時の対応：感染の疑いがある方は、時間や空間を分けて診察します。
- 当院では、厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬（抗生剤）の適正な使用に努めております。ウイルス性の風邪など、抗菌薬が必要とされない疾患に対しては適切な説明を行い、原則として不必要な処方を行いません。また、必要に応じて連携医療機関（旭川赤十字病院等）の専門医から助言を受けています。

受診される皆様へのお願い

- 発熱や咳がある方は、ご来院前に必ずお電話ください（TEL:0166-46-5500）。
- 院内でのマスク着用と手指消毒にご協力をお願いします。

■ 検査・画像情報提供加算および電子的診療情報評価料

当院では、検査結果や画像情報を電子的に管理・共有する体制を整えています。他の医療機関への紹介や逆紹介の際には、必要な検査情報を迅速かつ安全に提供し、切れ目のない診療を実現しています。

■ 外来・在宅ベースアップ評価料

当院は厚生労働省の定めに基づき「外来ベースアップ評価料」「在宅ベースアップ評価料」を算定しています。